

【別表1】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

		児童に直接関わる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ◎学校基本方針について周知し指導する。 ◎個々の価値観等の理解させる(道徳、特活) ◎道徳教育の充実を図る ◎正しい判断力を育成する(道徳、特活) ◎奉仕の体験活動に積極的に取り組む ◎学び合いの授業づくりを推進する(全教科) ◎学校行事を通して、人間関係形成・社会形成能力を育成する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校基本方針について周知する。 ◎自他の物を区別し、大切に扱う心の育成する ◎携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりに取り組む ◎学校だよりや PTA の集まりを活用し情報提供する ◎様々な機会を通し善悪の判断を育成する ◎地域での様々な体験への参加を依頼する
いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ◎年2回の「学校生活アンケート」とそれをもとにした教育相談の実施 ◎毎月の「子どもを語る会」における情報交換 ◎集団から離れて一人である児童へ声をかける ◎個別面談、教育相談による情報収集に取り組む ◎文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因究明に努める ◎定期的に教育相談を位置づける ◎児童同士の日常会話からの情報収集に努める ◎深刻な事態が発覚した場合(ネットトラブ含む)重大事態を想定し、速やかにいじめ・不登校対策委員会を招集する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎日常的、積極的に子どもとの会話に努める ◎服装の汚れや乱れ、けがに注意を払う ◎子どもの持ち物へのいたずらや紛失、増加に注意を払う ◎学校、家庭は連携し、子どもが悩みを相談できる雰囲気作りに努める ◎情報収集し疑わしい事案については、確認の協力を求める ◎深刻な事態が発覚した場合(ネットトラブ含む)重大事態を想定し、速やかに情報を提供し協力を求める
いじめの早期対応に関すること	暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側 <ul style="list-style-type: none"> ◎本人や周囲からの聞き取りと身体的・精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応にあたる ◎休憩時間や登下校時も教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくりを推進する ◎いじめの原因や背景を調査し、いじめの根本的解決を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◎我が子を守る強い姿勢を見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握に努めるよう依頼する ◎問題解決に向け、学校の方針への理解を求めるとともに協力を依頼する
		いじめた側 <ul style="list-style-type: none"> ◎事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する ◎いじめの原因や背景を調査し、いじめの根本的解決を図る ◎関係機関(警察、児童相談所等)との連携を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校はいじめられた生徒を守る対応をとることへの理解を得る ◎事実を冷静な態度で受け止め、子どもの言分を聞くことを依頼する ◎被害児童、保護者への適切な対応を依頼する(謝罪等)
いじめの早期対応に関すること	(ネットトラブを含む)暴力を伴わないいじめの場合	いじめられた側 <ul style="list-style-type: none"> ◎本人や周囲からの聞き取りと、精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応にあたる ◎休憩時間や登下校時も教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくりを推進する ◎いじめの原因や背景を調査し、いじめの根本的解決を図る ◎重大事態を想定し、命を守ることを最優先対応、応対する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎我が子を守る強い姿勢を見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握に努めるよう依頼する ◎問題解決に向け、学校の方針への理解を求めるとともに協力を依頼する ◎重大事態を想定し、命を守ることを最優先協力を依頼する
		いじめた側 <ul style="list-style-type: none"> ◎事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ◎いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ◎関係機関(教育相談、SC等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校はいじめられた生徒を守る対応をとることへの理解を得る ◎事実を冷静な態度で受け止め、子どもの言い分を聞くことを依頼する ◎被害児童、保護者への適切な対応を依頼する(謝罪等)
いじめの早期対応に関すること	行為が見えにくい場合	いじめられた側 <ul style="list-style-type: none"> ◎苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことを約束する ◎本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握と迅速な初期対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◎我が子を守る強い姿勢を見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握に努めるよう依頼する ◎問題解決に向け、学校の方針への理解を求めるとともに協力を依頼する
		いじめた側 <ul style="list-style-type: none"> ◎事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ◎いじめの原因や背景を調査し、いじめの根本的解決を図る ◎関係機関(SC等)との連携を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校はいじめられた子どもを守る対応をとることへの理解を得る ◎事実を冷静な態度で受け止め、子どもの言い分を聞くことを依頼する ◎被害生徒、保護者への適切な対応を依頼する(謝罪等)
	直接関係がない生徒	<ul style="list-style-type: none"> ◎傍観することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさを理解させる ◎言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さを指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導する ◎学校と家庭の連携を図り、どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成する

II 家庭地域との連携

各家庭(P T A)での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような親になれるよう啓発する ○子どものがんばりをしっかり認め褒めること、ダメなときにははっきりと叱ることのできる親を意させる ○携帯電話やパソコン、ゲームを使うルールを、親子で話し合っ決めて ○父親の子育てへの積極的参加を啓発する
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけを依頼する ○近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡を依頼する

【別表2】関係法令

I 教育基本法

- 1 教育の機会均等
第4条 全ての国民は、等しく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 学校教育
第6条2 前項の学校教育においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 3 家庭教育
第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

II 学校教育法

- 1 第1章 総則
第11条 児童、生徒の懲戒
校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- 2 第4章 小学校
第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
 - 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設または設備を損壊する行為
 - 四 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

III 学校教育法施行規則

- 1 第1章 総則 第2節 校長、副校長及び教頭の資格
第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配置をしなければならない。

IV いじめ防止対策推進法 (平成25年6月28日法律第71号)

※学校に関する主な条文を抜粋

第1章	総則 (第1条—第10条)
第2章	いじめ防止基本方針等 (第11条—第14条)
第3章	基本的施策 (第15条—第21条)
第4章	いじめの防止等に関する措置 (第22条—第27条)
第5章	重大事態への対処 (第28条—第33条)
第6章	雑則 (第34条・第35条)
附則	

第1章 総則

第1条 目的

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3条 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第4条 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第2章 いじめ防止基本方針

第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第3章 基本的施策（学校の設置者・学校が講ずべき基本的施策）

第15条 学校におけるいじめの防止

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第16条 いじめの早期発見のための措置

（定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備）

第18条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

（いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施）

第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

第4章 いじめの防止等に関する措置

第22条 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条 いじめに対する措置

- ① 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。
- ② 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤ いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第25条 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加えるものとする。

第26条 出席停止制度の適切な運用等

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第5章 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

第29条～第31条 地方公共団体の長等への報告

（公立の学校）当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

第6章 雑則

第34条 学校評価における留意事項

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。